

パートタイム労働者・有期雇用労働者

勤務時間
9:00-16:00

食事手当
無

通勤時間
40min [通勤手当無]

賞与
無

パートタイム・有期雇用労働法2020年4月1日施行

..... 中小企業は2021年4月1日適用

正規雇用と非正規雇用の不合理な待遇差は禁止です!

正社員

勤務時間
9:00-18:00

食事手当
有

通勤時間
40min [通勤手当有]

賞与
有

解説

非正規雇用労働者は**正社員**との待遇差について事業主に説明を求めることができます。

基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、個々の待遇の性質や目的に照らして、不合理な待遇差を設けてはなりません。待遇に違いがあった場合、その違いが「不合理ではない」ことを説明できるようにしなければなりません。



問い合わせ・相談先

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

ポータルサイトでも情報を提供しています。 <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp>

職場でのトラブル解決援助を求める方へ

不合理な待遇差について、**裁判外紛争解決手続(行政ADR)**の対象になります。